

議 案 目 次

- 第 1 3 0 号議案 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 第 1 3 1 号議案 令和 3 年度長崎市一般会計補正予算（第 1 8 号）
- 第 1 3 2 号議案 令和 3 年度長崎市観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 3 号議案 令和 3 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 3 4 号議案 令和 3 年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 3 5 号議案 令和 3 年度長崎市診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 6 号議案 長崎市債権管理条例
- 第 1 3 7 号議案 長崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 8 号議案 長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 9 号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 0 号議案 長崎市立中学校条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 1 号議案 長崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 2 号議案 長崎市企業立地奨励条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 3 号議案 長崎市都市公園条例等の一部を改正する条例
- 第 1 4 4 号議案 長崎市開発許可に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 5 号議案 長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 6 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 1 4 7 号議案 権利の放棄について

- 第 1 4 8 号議案 財産の取得について
- 第 1 4 9 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 0 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 1 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 2 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 3 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 4 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 5 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 6 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 8 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 9 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 6 0 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 6 1 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 6 2 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 6 3 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 6 4 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 6 5 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 6 6 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 6 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 6 8 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 6 9 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 7 0 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 7 1 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 7 2 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

- 第 1 7 3 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 7 4 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 7 5 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 7 6 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 7 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 7 8 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 7 9 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 8 0 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 8 1 号議案 市道路線の認定について
- 第 3 9 号報告 専決処分の報告について
- 第 4 0 号報告 専決処分の報告について
- 第 4 1 号報告 専決処分の報告について
- 第 4 2 号報告 専決処分の報告について

第 1 3 6 号議案

長崎市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理について市長等の責務を明らかにするとともに、債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を図り、あわせて債務者に対する適切な措置を講じ、もって健全な財政運営及び市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。
- (2) 市長等 市長及び上下水道事業管理者をいう。
- (3) 非強制徴収公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。次号において同じ。）以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、法令及び条例の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長等は、市の債権について債務者の収入状況、滞納理由その他必要な事項の把握に努め、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長等は、市の債権の管理に関する事務の遂行に当たり、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業の利用勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、別に定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備するものとする。

(遅延損害金)

第6条 市長等は、私債権について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の規定により督促を受けた者が、当該督促に係る私債権を履行する場合において、契約に別段の定めがあるものを除き、その私債権の額が2,000円以上であるときは、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に、その履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、法定利率（民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による割合をいう。）を乗じて計算した金額を遅延損害金として徴収する。ただし、遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,0

00円未満であるときは、その端数金額又はその全額は徴収しない。

2 前項に規定する法定利率は、^{レバ}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長等は、やむを得ない理由があると認めるときは、遅延損害金を徴収しないことができる。

(債権の放棄)

第7条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収公債権等及びこれに係る延滞金（長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例（昭和39年長崎市条例第23号）第4条の規定により徴収する延滞金をいう。）、遅延損害金その他徴収金（以下「延滞金等」という。）を請求する権利の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、かつ、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が非強制徴収公債権等につきその責任を免れたとき。

(3) 私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があると認められるときを除く。）。

(4) 令第171条の2の規定による強制執行等又は令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に債務が履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近

い状態にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。

(5) 令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお債務を履行させることが困難又は不適當であると認められるとき。

(6) 債務者が死亡し、相続人がその債務について限定承認をした場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収公債権等及び延滞金等を請求する権利を放棄したとき並びに次項の規定による報告があったときは、その旨を議会に報告しなければならない。

3 上下水道事業管理者は、第1項の規定により非強制徴収公債権等及び延滞金等を放棄したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(債務者情報の利用)

第8条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、市の債権の管理に関する事務を適正かつ効率的に遂行するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令又は他の条例の規定に従い、当該市の債権の債務者に関する情報（市長等が別に定めるものに限る。）を同一の実施機関（長崎市個人情報保護条例（平成13年長崎市条例第27号）第2条第2号に規定する実施機関（地方独立行政法人長崎市立病院機構を除く。）をいう。以下同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集する

ことができる。

2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長等は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を本市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定(第6条の規定を除く。)は、この条例の施行の前日に発生した市の債権についても適用する。

(長崎市立保育所条例の一部改正)

3 長崎市立保育所条例(昭和24年長崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

(長崎市水道事業給水条例の一部改正)

4 長崎市水道事業給水条例(昭和33年長崎市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第33条の2を削る。

(長崎市立高島幼稚園条例の一部改正)

5 長崎市立高島幼稚園条例(昭和39年長崎市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

(長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例の一部改正)

6 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例(平成 27 年長崎市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条を削り、第 10 条を第 9 条とする。

(長崎市学校給食の提供に関する条例の一部改正)

7 長崎市学校給食の提供に関する条例(平成 30 年長崎市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

令和 3 年 11 月 24 日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

本市の債権の管理について市長等の責務を明らかにするとともに、債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を図り、あわせて債務者に対する適切な措置を講じ、もって健全な財政運営及び市民生活の安定に資するため、この条例案を提出する。

第 1 3 7 号議案

長崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例

長崎市職員退職年金条例（昭和 3 1 年長崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に給付を受ける権利を有する者が改正前の長崎市職員退職年金条例第 5 条第 2 項ただし書の規定により株式会社日本政策金融公庫又は市長が指定する金融機関に当該権利を担保に供した場合の取扱いについては、なお従前の例による。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部が改正され、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給等を担保とした貸付けが見直されたことに伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 1 3 8 号議案

長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長崎市国民健康保険税条例（昭和 3 3 年長崎市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「第 2 8 条」を「第 2 8 条第 1 項」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 2 8 条中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定め
る額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3, 7 2 0 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6, 2 0 0 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 9, 9 2 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 2, 4 0 0 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 4 2 5 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 3 7 5 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 8 0 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 7 5 0 円

第 2 8 条の 2 中「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第 3 号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第 2 項中「第 2 8 条」を「第 2 8 条第 1 項」に、「同条中」を「同項中」に、「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改める。

附則第 3 項及び第 4 項中「第 2 8 条」を「第 2 8 条第 1 項」に、「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改める。

附則第 7 項から第 1 0 項までの規定及び附則第 1 2 項から第 1 7 項までの規定中「第 2 8 条」を「第 2 8 条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 8 条の 2 の改正規定（「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第 3 号において同じ。）」の次に「及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の長崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税につい

ては、なお従前の例による。

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

地方税法等の一部が改正され、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が講じられたことに伴い、本市においても同様の措置を講ずるとともに関係条文を整理する必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 3 9 号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（平成 1 2 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「第 2 3 1 号」を「第 2 3 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 2 0 9 号及び第 2 1 0 号」を「第 2 1 1 号及び第 2 1 2 号」に改める。

別表第 1 第 2 0 5 号及び第 2 0 6 号を次のように改める。

(205) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	ア 新築であって長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第2項に規定する申出がない場合	(7) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第5項に規定する確認書（以下「確認書」という。）若しくは品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「性能評価書」という。）又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	1万2,600	長期優良住宅法第5条第1項、第2項、第3項、第4項又は第5項	
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 50	1件		2万2,500
				0平方メートル以内のもの	1件		3万5,500
				(b) 50			
				0平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			
(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	6万2,400					
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	9万6,200					
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル	1件	14万9,900					

		ル以内のもの (f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	24万9,500
		(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件	31万9,100
		(h) 3万平方メートルを超えるもの	1件	36万2,300
(i)	(7)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	4万5,400
		b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		(a) 50平方メートル以内のもの	1件	10万6,100
		(b) 50平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	16万9,500
		(c) 1,000平方	1件	33万4,400

優 良 住 宅 法 第 6 条 第 2 項 に 規 定 す る 申 出 が あ っ た 場 合	書又は これら の写し の添付 がある 場合	b 共同住 宅等の場 合は、当 該共同住 宅等の床 面積の合 計に応じ、 ア(7)bに 掲げる区 分	1件	がある場合に あっては、第 200号に掲 げる区分に よる金額を 加算した額)に1 万2,600円 を加算した金 額	
		(イ) (7)以 外の場 合	a 一戸建 て住宅の 場合	1件	第150号に 掲げる区分に よる金額(建 築設備の設置 がある場合に あっては、第 200号に掲 げる区分に よる金額を 加算した額)に4 万5,400円 を加算した金 額
			b 共同住 宅等の場 合は、当 該共同住 宅等の床 面積の合 計に応じ、 ア(イ)bに 掲げる区 分	1件	第150号に 掲げる区分に よる金額(建 築設備の設置 がある場合に あっては、第 200号に掲 げる区分に よる金額を 加算した額)にア (イ)bに掲げる 区分による金 額を加算した 金額
	ウ 増 築又 は改 築で	(7) 確認 書又は その写 しの添	a 一戸建 て住宅の 場合	1件	円 1万8,600
		b 共同住			

<p>あって長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がない場合(ただし、ア又はイにより認定を受けた場合又は、次号又はエの規定による。)</p>	<p>付がある場合</p>	<p>宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分</p>		
		(a) 50平方メートル以内のもの	1件	3万3,500
		(b) 50平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	5万4,900
		(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	9万1,200
		(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	14万6,000
		(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	22万2,600
		(f) 1万平方メートル以内のもの	1件	37万7,800

		一トルを超え 2万平方メートル以内のもの			
		(g) 2万平方メートルを超え 3万平方メートル以内のもの	1件		47万8,400
		(h) 3万平方メートルを超えるもの	1件		54万3,100
(i)	(7)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	1件		6万7,800
		b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
		(a) 50平方メートル以内のもの	1件		15万8,900
		(b) 50平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件		25万3,900
		(c) 1,000平方メートルを超え3,000	1件		50万1,300

		平方メートル以内のもの (d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	89万7,400
		(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	154万2,300
		(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	285万3,000
		(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件	407万6,200
		(h) 3万平方メートルを超えるもの	1件	499万3,300
エ 増築又は改築であって長期優良住	(7) 確認書又はその写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分によ

	宅法第6条第2項に規定する申出があった場合(ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあつては、次号ウ又はエの規定による。)				る金額を加算した額)に1万8,600円を加算した金額		
		b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ウ(7)bに掲げる区分	1件		第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)にウ(7)bに掲げる区分による金額を加算した金額		
		(イ) (7)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	1件		第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に6万7,800円を加算した金額	
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ウ(イ)bに掲げる区分	1件		第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)にウ(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額	
(206) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	ア 前号ア又はイにより認定を受けた	(7) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付	a 一戸建て住宅の場合	1件	円 6,300	長期優良住宅法第8条第2項において準用する同法第5条第1項、第2	
			b 共同住宅等の場合は、当該計画の変更に係	1件	前号ア(7)bに掲げる区分による金額		

住宅で長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がない場合	がある場合	る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ア ⁽⁷⁾ bに掲げる区分			項、第3項、第4項又は第5項
	(イ) (7)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	円 2万2,700	
		b 共同住宅等の場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ア ^(イ) bに掲げる区分	1件	前号ア ^(イ) bに掲げる区分による金額	
イ 前号ア又はイにより認定を受けた住宅で長期優	(7) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に6,300円を加	

良住宅法第6条第2項に規定する申があった場合		b 共同住宅等の場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号イ(ア) bに掲げる区分	1件	算した金額 第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に前号イ(ア) bに掲げる区分による金額を加算した金額
	(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に2万2,700円を加算した金額
		b 共同住宅等の場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計	1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に前号イ(イ) bに掲げる区分による金額を加算した金額

		に応じ、 前号イ ^(イ) bに掲げ る区分		
ウ 前 号ウ 又は エに より 認定 を受 けた 住宅 で長 期優 良住 宅法 第6 条第 2項 に規 定す る申 出が ない 場合	(7) 確認 書又は その写 しの添 付があ る場合	a 一戸建 て住宅の 場合	1件	円 9,300
		b 共同住 宅等の場 合は、当 該計画の 変更に係 る部分の 床面積に 2分の1 を乗じて 得た面積 (床面積 の増加す る部分に あっては、 当該増加 する部分 の床面積)の合計 に応じ、 前号ウ ⁽⁷⁾ bに掲げ る区分	1件	前号ウ ⁽⁷⁾ bに 掲げる区分に よる金額
	(イ) (7)以 外の場 合	a 一戸建 て住宅の 場合	1件	円 3万3,900
		b 共同住 宅等の場 合は、当 該計画の 変更に係 る部分の 床面積に 2分の1 を乗じて 得た面積 (床面積 の増加す る部分に あっては、 当該増加 する部分 の床面積)の合計 に応じ、 前号ウ ^(イ) bに掲げ る区分	1件	前号ウ ^(イ) bに 掲げる区分に よる金額

エ 前号ウ又はエにより認定を受けた住宅で長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出があった場合	(7) 確認書又はその写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に9,300円を加算した金額
		b 共同住宅等の場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ウ(7)bに掲げる区分	1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に前号ウ(7)bに掲げる区分による金額を加算した金額
	(i) (7)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に3万3,900円を加算した金額
		b 共同住宅等の場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に	1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲

			2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ウ(イ)bに掲げる区分		げる区分による金額を加算した額)に前号ウ(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額
--	--	--	--	--	--

別表第1中第260号を第262号とし、第217号から第259号までを2号ずつ繰り下げ、同表第216号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「品確法」に改め、同号を同表第218号とし、同表中第215号を第217号とし、第214号を第216号とし、同表第213号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「品確法」に、「第216号」を「第218号」に改め、同号を同表第215号とし、同表中第212号を第214号とし、第211号を第213号とし、第210号を第212号とし、同表第209号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「品確法」に改め、同号を同表第211号とし、第208号の次に次の1号を加える。

(210) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料		1件	16万	長期優良住宅法第18条
--	--	----	-----	-------------

別表第1中第208号を第209号とし、同号の前に次の1号を加える。

(208) 区分所		1件	3,000	長期優良
-----------	--	----	-------	------

有住宅の 管理者等 が選任さ れた場合 における 長期優良 住宅建築 等計画の 認定変更 申請手 数料				住宅法第 9条第3 項
---	--	--	--	-------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請されるものについて適用し、同日前に申請されたものについては、なお従前の例による。

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の申請の手数料の額及び認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可申請に係る手数料の額を定めたい。
- 2 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正され、長期優良住宅建築等計画の認定申請の手続が簡素化されたこと等に伴い、当該申請

の手数料の額を改定したい。

第 1 4 0 号議案

長崎市立中学校条例の一部を改正する条例

長崎市立中学校条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表長崎市立南中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

生徒数が減少していること等を勘案し、南中学校を茂木中学校に統合するのに伴い、南中学校を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 1 4 1 号議案

長崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長崎市国民健康保険条例（昭和 3 4 年長崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「（明治 3 1 年法律第 9 号）」を「（明治 2 9 年法律第 8 9 号）」に改める。

第 4 条第 1 項中「4 0 万 4, 0 0 0 円」を「4 0 万 8, 0 0 0 円」に改め、同項ただし書中「1 万 6, 0 0 0 円」を「1 万 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市国民健康保険条例第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

健康保険法施行令の一部が改正され、産科医療補償制度の掛金の額が引き下げられたこと等に伴い、出産育児一時金の支給額を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 4 2 号議案

長崎市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

長崎市企業立地奨励条例（昭和 6 3 年長崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 3 号中「1 0（」の次に「高度専門業務（高度な専門知識、技能等を必要とする情報技術業務、研究開発業務、設計開発業務等をいう。）を行うために新設をする事業者又は」を加える。

第 1 0 条第 1 項の表中「移転し」の次に「、又は拡張し」を、「移転時」の次に「又は拡張時」を、「移転前」の次に「又は拡張前」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市企業立地奨励条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に操業等を開始する事業者から適用し、施行日前に操業等を開始した事業者については、なお従前の例による。

（建物等賃借奨励金に係る指定事業者の特例）

3 施行日前に建物等賃借奨励金に係る指定を受けている事業者は、前項の規定にかかわらず、改正後の長崎市企業立地奨励条例第 1 0 条第 1 項の規定を適用する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

本市における産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、奨励金に係る指定要件及び建物等賃借奨励金の交付対象を見直したいので、この条例案を提出する。

第143号議案

長崎市都市公園条例等の一部を改正する条例

(長崎市都市公園条例の一部改正)

第1条 長崎市都市公園条例(昭和34年長崎市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2項中「510」を「598」に、「783」を「919」に、「1,056」を「1,240」に、「455」を「534」に、「728」を「855」に、「1,002」を「1,176」に、「45」を「53」に、「4」を「5」に、「2」を「3」に、「446」を「524」に、「273」を「320」に、「911」を「1,069」に、「19」を「22」に、「27」を「32」に、「41」を「48」に、「54」を「64」に、「82」を「96」に、「109」を「128」に、「191」を「224」に、「546」を「641」に、「382」を「449」に、「392」を「496」に改める。

(長崎市道路占用料条例の一部改正)

第2条 長崎市道路占用料条例(昭和38年長崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「510」を「598」に、「783」を「919」に、「1,056」を「1,240」に、「455」を「534」に、「728」を「855」に、「1,002」を「1,176」に、「45」を「53」に、「4」を「5」に、「2」を「3」に、「446」を「524」に、「273」を「320」に、「911」を「1,069」に、「382」を「449」に、「3,926」を「4,96

4」に、「19」を「22」に、「27」を「32」に、「41」を「48」に、「54」を「64」に、「82」を「96」に、「109」を「128」に、「191」を「224」に、「546」を「641」に、「9」を「10」に、「1,963」を「2,482」に、「1,177」を「1,489」に、「39」を「49」に、「392」を「496」に、「0.034」を「0.033」に、「91」を「106」に、「0.017」を「0.016」に、「0.024」を「0.023」に改める。

(長崎市行政財産使用料条例の一部改正)

第3条 長崎市行政財産使用料条例(昭和39年長崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2項中「510」を「598」に、「783」を「919」に、「1,056」を「1,240」に、「455」を「534」に、「728」を「855」に、「1,002」を「1,176」に、「45」を「53」に、「4」を「5」に、「2」を「3」に、「446」を「524」に、「273」を「320」に、「911」を「1,069」に、「382」を「449」に、「19」を「22」に、「27」を「32」に、「41」を「48」に、「54」を「64」に、「82」を「96」に、「109」を「128」に、「191」を「224」に、「546」を「641」に改める。

(長崎市漁港管理条例の一部改正)

第4条 長崎市漁港管理条例(昭和45年長崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3中「510」を「598」に、「783」を「919」に、「1,056」を「1,240」に、「455」を「534」

に、「728」を「855」に、「1,002」を「1,176」に、「45」を「53」に、「4」を「5」に、「2」を「3」に、「911」を「1,069」に、「19」を「22」に、「27」を「32」に、「41」を「48」に、「54」を「64」に、「82」を「96」に、「109」を「128」に、「191」を「224」に、「273」を「320」に、「546」を「641」に改める。

(長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例の一部改正)

第5条 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例(平成12年長崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表中「510」を「598」に、「783」を「919」に、「1,056」を「1,240」に、「455」を「534」に、「728」を「855」に、「1,002」を「1,176」に、「45」を「53」に、「4」を「5」に、「2」を「3」に、「911」を「1,069」に、「19」を「22」に、「27」を「32」に、「41」を「48」に、「54」を「64」に、「82」を「96」に、「109」を「128」に、「191」を「224」に、「273」を「320」に、「546」を「641」に改める。

(長崎市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第6条 長崎市準用河川占用料徴収条例(平成12年長崎市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「510」を「598」に、「783」を「919」に、「1,056」を「1,240」に、「455」を「534」に、「728」を「855」に、「1,002」を「1,176」に、「45」を「53」に、「4」を「5」に、「19」を「22」に、「27

」を「32」に、「41」を「48」に、「54」を「64」に、「82」を「96」に、「109」を「128」に、「191」を「224」に、「273」を「320」に、「546」を「641」に、「392」を「496」に改める。

(長崎市都市下水路条例の一部改正)

第7条 長崎市都市下水路条例(平成15年長崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表中「510」を「598」に、「783」を「919」に、「1,056」を「1,240」に、「455」を「534」に、「728」を「855」に、「1,002」を「1,176」に、「45」を「53」に、「4」を「5」に、「19」を「22」に、「27」を「32」に、「41」を「48」に、「54」を「64」に、「82」を「96」に、「109」を「128」に、「191」を「224」に、「273」を「320」に、「546」を「641」に、「392」を「496」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用又は占用(以下「使用等」という。)の許可を受ける者の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)について適用し、施行日前に使用等の許可を受けた者の使用料等については、なお従前の例による。

(1) 長崎市都市公園条例別表第2第2項

- (2) 長崎市道路占用料条例別表
 - (3) 長崎市行政財産使用料条例別表第2項
 - (4) 長崎市漁港管理条例別表第2及び別表第3
 - (5) 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例別表
 - (6) 長崎市準用河川占用料徴収条例別表
 - (7) 長崎市都市下水路条例別表
- 3 第1条の規定による改正後の長崎市都市公園条例別表第2第2項の規定、第6条の規定による改正後の長崎市準用河川占用料徴収条例別表の規定及び第7条の規定による改正後の長崎市都市下水路条例別表の規定の適用については、施行日から令和5年3月31日までの間の使用等に係る使用料等においては、これらの表中「496」とあるのは、「470」とする。
- 4 第2条の規定による改正後の長崎市道路占用料条例別表の規定の適用については、施行日から令和5年3月31日までの間の占用に係る占用料においては、同表中「4,964」とあるのは「4,711」と、「2,482」とあるのは「2,355」と、「1,489」とあるのは「1,412」と、「49」とあるのは「46」と、「496」とあるのは「470」とする。

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

受益者負担の適正化を図るため、都市公園等の使用料及び占用料の額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 4 4 号議案

長崎市開発許可に関する条例の一部を改正する条例

長崎市開発許可に関する条例（平成 2 1 年長崎市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に改め、同条第 1 号中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域」を「第 2 9 条の 9 各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）」に改め、同条第 3 号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条各号列記以外の部分及び同条第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市開発許可に関する条例第 6 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条第 1 項の規定による開発許可の申請に係る開発行為から適用し、同日前の申請に係る開発行為については、なお従前の例による。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域における開発許可

に係る基準を見直す必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 4 5 号議案

長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 0 年長崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（報酬の額）

第 2 条 消防団員に対する報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 年額報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 団長 82,500 円
- (2) 副団長 69,000 円
- (3) 分団長 50,500 円
- (4) 副分団長 45,500 円
- (5) 部長 38,000 円
- (6) 副部長 37,500 円
- (7) 班長 37,000 円
- (8) 団員 36,500 円

3 出動報酬の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 水火災又はこれらに類する災害の警戒、防ぎよ等の業務に従事した場合 日額8,000 円
- (2) 前号に掲げる場合以外の警戒、儀式、訓練その他の消防業務に従事した場合 日額4,000 円

（報酬の支給）

第3条 年額報酬は、毎年4月及び10月の2期に分割して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる消防団員に係る年額報酬の支給は、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 年度の中途において新たに消防団員の職についた者 その職についた日の属する月から年額報酬を月割により計算した額

(2) 年度の中途において一の職から職務を異にする他の職に移った者 その職についた日の属する月からその職の年額報酬を月割により計算した額

(3) 消防団員の職を離れた者又は死亡した者 年額報酬をその日の属する月までの月割により計算した額

3 出動報酬は、前条第3項各号に掲げる業務の従事に係る報告がなされた日の属する月の翌月に支給する。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、消防団員がその職を離れたとき、又は死亡したときの報酬は、その日の属する月の翌月に支給する。

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 この条例に定めるもののほか、報酬の支給方法については、一般職の職員の給与の例による。

第4条中「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる」を「公務のため旅行するときは、別表に定める」に改め、同条各号を削る。

第5条第1項を削り、同条第2項中「第3号」を削り、同項を同条第1項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(報酬に関する経過措置)

2 改正後の長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第2条から第3条の2までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例による。

（費用弁償に関する経過措置）

3 新条例第4条及び第5条の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた費用弁償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた費用弁償については、なお従前の例による。

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上富久

理 由

本市における消防団員の確保等を図るため、報酬等を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第146号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎市新庁舎建設情報設備工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 274,584,200円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和4年11月30日まで
- 5 相手方 長崎市北陽町934番地6
長崎電建工業株式会社
代表取締役 三原英樹

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上富久

理 由

長崎市新庁舎建設情報設備工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

長崎市新庁舎建設情報設備工事の概要

1	工事場所	魚の町	
2	工事内容	ネットワーク配線設備	一式
		大型UPS設備	一式
		コンセント設備	一式
		ネットワークケーブル設備	一式
		サーバーラック設備	一式
		入退室管理設備	一式
		監視カメラ設備	一式

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

第147号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄するものとする。

権利の内容	権利放棄の理由	件数	金額
別紙のとおり	生活困窮かつ無資力	15件	1,957,185円
	破産等による免責	15	3,363,565
	消滅時効	227	17,457,172
	消滅時効（推認）	20	5,066,256
	所在不明等	31	3,288,812
	相続人不存在	4	1,011,828
合計		312	32,144,818

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上富久

理由

本市の債権の回収見込み等を総合的に勘案し、前記の金銭債権を放棄したいが、この権利の放棄については、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「別紙」

権利の内容

1 生活困窮かつ無資力

債務者が著しい生活困窮状態にあり、かつ、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるもの

住 所	氏 名	債 権 名	債 権 額	発生年度
A	a	土地貸付料に係る債権 (長崎市香焼町)	8,190 ^円	平成 18 年度
B	b	夜間急患センター使用 料に係る債権	7,500	平成 14 年度
C	c	夜間急患センター使用 料に係る債権	8,190	平成 14 年度
D	d	夜間急患センター使用 料に係る債権	4,730	平成 16 年度
E	e	夜間急患センター使用 料に係る債権	10,780	平成 18 年度
F	f	夜間急患センター使用 料に係る債権	6,340	平成 19 年度
G	g	一般廃棄物処理手数料 (し尿)に係る債権	455,077	平成 26 年度
H	h	一般廃棄物処理手数料 (し尿)に係る債権	210,924	平成 26 年度
I	i	市営住宅共益費に係る 債権(長崎市営本町第 2 住宅)	1,354	平成 19 年度
J	j	市営住宅建物使用料に 係る債権(長崎市営西 町第 2 住宅)	43,000	平成 22 年度
K	k	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	350,000	昭和 63 年度
			350,000	
L	l	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	470,000	平成 13 年度
M	m	学校給食費に係る債権	10,300	令和元年度

N	n	学校給食費に係る債権	20,800	令和元年度
---	---	------------	--------	-------

2 破産等による免責

破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が本市の債権につきその責任を免れていると認められるもの

住 所	氏 名	債 権 名	債 権 額	発 生 年 度
O	o	土地貸付料に係る債権 （長崎市香焼町）	147,000 ^円	平成17年度
P	p	市営住宅家賃に係る債権 （長崎市営丸尾住宅）	119,363	平成30年度
		生活保護費過払返還金 に係る債権	1,266,000	平成21年度
Q	q	町営住宅共益費に係る 債権（旧香焼町営深浦 住宅）	4,200	平成11年度
R	r	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営牟田尻 住宅）	38,280	平成16年度
S	s	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営夏井住 宅）	1,500	平成17年度
T	t	生活保護費過払返還金 に係る債権	286,000	平成24年度
			118,323	平成29年度
			33,587	令和元年度
U	u	生活保護費過払返還金 に係る債権	76,712	平成28年度
V	v	生活保護費過払返還金 に係る債権	558,000	平成30年度
W	w	生活保護費過払返還金 に係る債権	260,000	令和元年度
X	x	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	402,500	平成18年度
Y	y	学校給食費に係る債権	24,300	令和元年度

Z	z	学校給食費に係る債権	27,800	令和2年度
---	---	------------	--------	-------

3 消滅時効

消滅時効に係る時効期間が経過しているもの

住 所	氏 名	債 権 名	債 権 額	発 生 年 度
A A	a a	土地貸付料に係る債権 (長崎市賑町)	944,424 ^円	平成24年度
A B	a b	土地貸付料に係る債権 (長崎市香焼町)	120,000	平成20年度
A C	a c	土地貸付料に係る債権 (長崎市香焼町)	52,780	平成22年度
A D	a d	災害援護資金貸付金に 係る債権	570,830	昭和61年度
A E	a e	災害援護資金貸付金に 係る債権	478,230	昭和62年度
A F	a f	夜間急患センター使用 料に係る債権	1,660	平成14年度
			8,180	平成22年度
A G	a g	夜間急患センター使用 料に係る債権	2,400	平成14年度
A H	a h	夜間急患センター使用 料に係る債権	8,340	平成15年度
A I	a i	夜間急患センター使用 料に係る債権	11,980	平成15年度
A J	a j	夜間急患センター使用 料に係る債権	1,750	平成15年度
A K	a k	夜間急患センター使用 料に係る債権	2,760	平成15年度
			6,270	平成16年度
A L	a l	夜間急患センター使用 料に係る債権	9,530	平成16年度
A M	a m	夜間急患センター使用 料に係る債権	13,520	平成16年度
A N	a n	夜間急患センター使用 料に係る債権	5,900	平成17年度
A O	a o	夜間急患センター使用 料に係る債権	2,110	平成18年度

A P	a p	夜間急患センター使用料に係る債権	6,800	平成 18 年度
			10,730	平成 27 年度
A Q	a q	夜間急患センター使用料に係る債権	9,040	平成 18 年度
			10,360	
			11,300	
A R	a r	夜間急患センター使用料に係る債権	2,460	平成 19 年度
A S	a s	夜間急患センター使用料に係る債権	7,400	平成 20 年度
A T	a t	夜間急患センター使用料に係る債権	11,210	平成 21 年度
A U	a u	夜間急患センター使用料に係る債権	1,700	平成 22 年度
			5,680	平成 25 年度
A V	a v	夜間急患センター使用料に係る債権	1,370	平成 22 年度
A W	a w	夜間急患センター使用料に係る債権	12,220	平成 24 年度
A X	a x	夜間急患センター使用料に係る債権	7,900	平成 25 年度
A Y	a y	夜間急患センター使用料に係る債権	2,540	平成 26 年度
A Z	a z	災害救済教育資金貸付金回収金に係る債権	668,000	平成 元 年度
B A	b a	町営住宅共益費に係る債権（旧高島町営西浜住宅）	18,600	平成 2 年度
B B	b b	町営住宅共益費に係る債権（旧高島町営高島光町住宅）	34,109	平成 7 年度
			24,000	平成 8 年度
B C	b c	町営住宅共益費に係る債権（旧香焼町営深浦住宅）	21,400	平成 10 年度
B D	b d	町営住宅共益費に係る債権（旧三和町営宮崎第 1 住宅）	227,109	平成 10 年度
B E	b e	町営住宅共益費に係る債権（旧香焼町営深浦住宅）	5,200	平成 10 年度
B F	b f	町営住宅共益費に係る債権（旧高島町営西浜	13,175	平成 10 年度

		住宅)		
B G	b g	町営住宅共益費に係る 債権 (旧香焼町営深浦 住宅)	2,600	平成 11 年度
B H	b h	町営住宅共益費に係る 債権 (旧香焼町営深浦 住宅)	200	平成 11 年度
B I	b i	町営住宅共益費に係る 債権 (旧三和町営宮崎 第 1 住宅)	92,000	平成 12 年度
B J	b j	町営住宅共益費に係る 債権 (旧三和町営宮崎 第 1 住宅)	132,093	平成 12 年度
B K	b k	町営住宅共益費に係る 債権 (旧高島町営本町 第 1 住宅)	9,612	平成 12 年度
B L	b l	町営住宅共益費に係る 債権 (旧三和町営宮崎 第 1 住宅)	21,860	平成 13 年度
B M	b m	町営住宅共益費に係る 債権 (旧高島町営本町 第 1 住宅)	7,848	平成 14 年度
B N	b n	町営住宅共益費に係る 債権 (旧高島町営百万 住宅)	2,000	平成 14 年度
			7,900	
B O	b o	町営住宅共益費に係る 債権 (旧香焼町営深浦 住宅)	3,500	平成 14 年度
B P	b p	町営住宅共益費に係る 債権 (旧香焼町営深浦 住宅)	3,200	平成 14 年度
B Q	b q	町営住宅共益費に係る 債権 (旧高島町営百万 住宅)	600	平成 15 年度
B R	b r	町営住宅共益費に係る 債権 (旧三和町営蚊焼 住宅)	23,400	平成 15 年度
B S	b s	町営住宅共益費に係る 債権 (旧香焼町営深浦 住宅)	3,529	平成 15 年度
B T	b t	町営住宅共益費に係る 債権 (旧香焼町営深浦 住宅)	2,800	平成 16 年度
B U	b u	町営住宅共益費に係る 債権 (旧香焼町営深浦 住宅)	3,000	平成 16 年度

B V	b v	町営住宅共益費に係る 債権（旧香焼町営恵里 上住宅）	3,873	平成 16 年度
B W	b w	町営住宅共益費に係る 債権（旧香焼町営深浦 住宅）	2,600	平成 16 年度
B X	b x	町営住宅共益費に係る 債権（旧伊王島町営塩 町住宅）	18,470	平成 16 年度
B Y	b y	町営住宅共益費に係る 債権（旧三和町営為石 住宅）	21,000	平成 16 年度
B Z	b z	町営住宅共益費に係る 債権（旧三和町営須浜 第 1 住宅）	58,400	平成 16 年度
C A	c a	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 3 住宅）	212	平成 16 年度
C B	c b	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営高島光 町住宅）	307	平成 16 年度
C C	c c	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営本町第 1 住宅）	458	平成 16 年度
C D	c d	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営百万住 宅）	458	平成 16 年度
C E	c e	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営本町第 1 住宅）	548	平成 16 年度
C F	c f	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営本町第 1 住宅）	600	平成 16 年度
C G	c g	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 2 住宅）	600	平成 16 年度
C H	c h	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営夏井住 宅）	822	平成 16 年度
C I	c i	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 3 住宅）	900	平成 16 年度
C J	c j	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 3 住宅）	1,080	平成 16 年度
C K	c k	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営西浜住 宅）	1,142	平成 16 年度

		宅)		
C L	c l	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営西浜住 宅）	1,400	平成 16 年度
C M	c m	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営本町第 1 住宅）	2,000	平成 16 年度
C N	c n	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 3 住宅）	2,400	平成 16 年度
C O	c o	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営本町第 1 住宅）	3,200	平成 16 年度
			3,200	
C P	c p	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営夏井住 宅）	3,900	平成 16 年度
C Q	c q	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 3 住宅）	4,500	平成 16 年度
C R	c r	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営西浜住 宅）	4,920	平成 16 年度
			4,920	
C S	c s	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営西浜住 宅）	5,040	平成 16 年度
C T	c t	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 1 住宅）	5,612	平成 16 年度
C U	c u	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 2 住宅）	6,261	平成 16 年度
C V	c v	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 2 住宅）	6,396	平成 16 年度
C W	c w	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 3 住宅）	6,483	平成 16 年度
C X	c x	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営塩町住 宅）	7,400	平成 16 年度
C Y	c y	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 2 住宅）	7,887	平成 16 年度
C Z	c z	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第	8,100	平成 16 年度

		3 住宅)		
D A	d a	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 3 住宅)	8,366	平成 16 年度
D B	d b	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 3 住宅)	8,460	平成 16 年度
D C	d c	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 2 住宅)	9,600	平成 16 年度
D D	d d	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 2 住宅)	9,740	平成 16 年度
D E	d e	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 3 住宅)	10,246	平成 16 年度
D F	d f	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 3 住宅)	10,286	平成 16 年度
D G	d g	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 3 住宅)	11,351	平成 16 年度
D H	d h	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 1 住宅)	15,600	平成 16 年度
D I	d i	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 1 住宅)	17,540	平成 16 年度
D J	d j	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 4 住宅)	22,525	平成 16 年度
D K	d k	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 3 住宅)	27,751	平成 16 年度
D L	d l	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営出津住 宅)	41,600	平成 16 年度
D M	d m	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営出津住 宅)	64,625	平成 16 年度
D N	d n	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営西出津 住宅)	101,800	平成 16 年度
D O	d o	市営住宅共益費に係る 債権 (長崎市営池島第 3 住宅)	1,548	平成 16 年度
		市営住宅共益費に係る		

D P	d p	債権（長崎市営塩町住宅）	3,767	平成16年度
D Q	d q	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営為石住宅）	2,100	平成16年度
D R	d r	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営牟田尻住宅）	3,600	平成16年度
D S	d s	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営本町第2住宅）	5,446	平成16年度
D T	d t	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営蚊焼住宅）	10,000	平成16年度
D U	d u	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営百万住宅）	93	平成17年度
D V	d v	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営恵里上住宅）	286	平成17年度
D W	d w	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営恵里上住宅）	506	平成17年度
D X	d x	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営西浜住宅）	1,285	平成17年度
D Y	d y	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営高島光町住宅）	2,400	平成17年度
D Z	d z	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第2住宅）	3,770	平成17年度
E A	e a	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第4住宅）	4,000	平成17年度
E B	e b	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第2住宅）	9,725	平成17年度
E C	e c	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第3住宅）	10,160	平成17年度
E D	e d	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営永田第1住宅）	24,000	平成17年度
E E	e e	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営松山迫住宅）	1,300	平成17年度

E F	e f	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営牟田尻住宅）	7,200	平成 17 年度
E G	e g	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営本町第 1 住宅）	383	平成 17 年度
E H	e h	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 3 住宅）	3,512	平成 17 年度
E I	e i	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営出津住宅）	1,066	平成 17 年度
E J	e j	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 3 住宅）	300	平成 17 年度
E K	e k	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 1 住宅）	2,400	平成 17 年度
E L	e l	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営西出津住宅）	9,200	平成 17 年度
E M	e m	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営蚊焼住宅）	22,000	平成 17 年度
E N	e n	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営高島光町住宅）	300	平成 17 年度
E O	e o	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営永田第 1 住宅）	428	平成 17 年度
E P	e p	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営西浜住宅）	200	平成 18 年度
E Q	e q	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営恵里上住宅）	300	平成 18 年度
E R	e r	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 4 住宅）	453	平成 18 年度
E S	e s	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営西浜住宅）	1,100	平成 18 年度
E T	e t	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営西浜住宅）	2,100	平成 18 年度
E U	e u	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営松本住	49,523	平成 18 年度

		宅)		
E V	e v	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営百万住 宅）	432	平成 18 年度
		市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営本町第 1 住宅）	700	平成 21 年度
E W	e w	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営長浦住 宅）	3,800	平成 18 年度
E X	e x	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営夏井住 宅）	3,310	平成 18 年度
E Y	e y	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 3 住宅）	8,516	平成 18 年度
E Z	e z	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 3 住宅）	56,000	平成 18 年度
F A	f a	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営本町第 1 住宅）	2,600	平成 18 年度
F B	f b	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営蚊焼住 宅）	41,170	平成 18 年度
F C	f c	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 2 住宅）	2,090	平成 19 年度
F D	f d	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営高島光 町住宅）	2,719	平成 19 年度
F E	f e	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 3 住宅）	8,300	平成 19 年度
F F	f f	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営永田第 1 住宅）	15,930	平成 19 年度
F G	f g	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営蚊焼住 宅）	609	平成 19 年度
F H	f h	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営深浦住 宅）	1,000	平成 19 年度
F I	f i	市営住宅共益費に係る 債権（長崎市営池島第 3 住宅）	4,700	平成 19 年度
		市営住宅共益費に係る		

F J	f j	債権（長崎市営牟田尻住宅）	5,800	平成 19 年度
F K	f k	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 3 住宅）	18,200	平成 19 年度
F L	f l	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 3 住宅）	722	平成 19 年度
F M	f m	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営高島光町住宅）	206	平成 19 年度
F N	f n	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営高島光町住宅）	223	平成 19 年度
F O	f o	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営本町第 1 住宅）	400	平成 20 年度
F P	f p	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営永田第 1 住宅）	12,412	平成 20 年度
F Q	f q	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営本町第 1 住宅）	100	平成 20 年度
F R	f r	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 2 住宅）	6,732	平成 20 年度
F S	f s	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営松本住宅）	18,900	平成 20 年度
F T	f t	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営深浦住宅）	400	平成 20 年度
F U	f u	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営高島光町住宅）	100	平成 21 年度
F V	f v	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営高島光町住宅）	200	平成 21 年度
F W	f w	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 4 住宅）	1,000	平成 21 年度
F X	f x	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営松本住宅）	11,070	平成 21 年度
F Y	f y	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営高島光町住宅）	6	平成 21 年度

F Z	f z	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第3住宅）	1,600	平成22年度
G A	g a	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第2住宅）	6,000	平成22年度
G B	g b	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第4住宅）	78,100	平成22年度
G C	g c	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第3住宅）	4,400	平成26年度
G D	g d	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第3住宅）	4,800	平成28年度
G E	g e	市営住宅建物使用料に係る債権（長崎市営蚊焼住宅）	111,392	平成22年度
G F	g f	市営住宅建物使用料に係る債権（長崎市営富士見住宅）	19,832	平成24年度
G G	g g	水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	213,000	昭和58年度
G H	g h	水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	52,500	平成元年度
G I	g i	水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	350,000	平成2年度
G J	g j	水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	140,000	平成2年度
G K	g k	水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	164,000	平成4年度
G L	g l	水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	140,000	平成4年度
			122,500	
G M	g m	水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	18,360	平成4年度
G N	g n	水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	183,750	平成5年度
			183,750	
G O	g o	水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	330,000	平成5年度
			350,000	
G P	g p	水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	31,200	平成5年度

G Q	g q	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	350,000	平成 7 年度
G R	g r	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	443,338	平成 8 年度
G S	g s	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	166,000	平成 8 年度
G T	g t	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	371,250	平成 8 年度
G U	g u	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	360,000	平成 10 年度
G V	g v	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	100,000	平成 10 年度
G W	g w	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	144,000	平成 10 年度
			127,361	
G X	g x	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	151,670	平成 10 年度
G Y	g y	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	358,639	平成 10 年度
G Z	g z	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	427,500	平成 11 年度
H A	h a	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	80,000	平成 11 年度
			180,000	
H B	h b	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	270,000	平成 11 年度
			115,000	
H C	h c	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	202,500	平成 12 年度
H D	h d	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	78,750	平成 13 年度
H E	h e	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	101,250	平成 13 年度
H F	h f	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	590,000	平成 14 年度
H G	h g	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	540,000	平成 15 年度
H H	h h	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	460,000	平成 15 年度
H I	h i	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	90,000	平成 15 年度
H J	h j	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	383,180	平成 15 年度

HK	h k	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	340,000	平成 16 年度
HL	h l	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	435,000	平成 16 年度
HM	h m	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	367,500	平成 16 年度
HN	h n	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	800,000	平成 16 年度
HO	h o	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	190,000	平成 17 年度
HP	h p	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	540,000	平成 17 年度
HQ	h q	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	110,000	平成 18 年度
HR	h r	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	304,000	平成 18 年度
HS	h s	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	240,000	平成 18 年度
HT	h t	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	160,000	平成 18 年度
HU	h u	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	170,000	平成 19 年度
HV	h v	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	334,027	平成 19 年度
HW	h w	水洗便所改築資金貸付 金償還金に係る債権	66,650	平成 20 年度
HX	h x	給水管修繕工事費に係 る債権	6,682	平成 20 年度
HY	h y	給水管修繕工事費に係 る債権	17,209	平成 21 年度
HZ	h z	給水管修繕工事費に係 る債権	4,205	平成 23 年度
長崎市金屋 町 9 番 4 号	株式会社栗 原建設 代表取締役 栗原 卓	長与町高田郷配水管・ 汚水管布設工事の契約 解除に伴う違約金に係 る債権	49,791	平成 20 年度
IA	i a	奨学資金貸付金に係る 債権	90,000	平成 12 年度

4 消滅時効（推認）

消滅時効に係る時効期間が経過していると推認されるもの

住 所	氏 名	債 権 名	債 権 額	発生年度
-----	-----	-------	-------	------

			円	
長崎市樺島町6番15号	有限会社川上商店 代表取締役 川上 博幸	土地貸付料に係る債権 (長崎市大黒町)	1,023,588	平成12年度
I B	i b	土地貸付料に係る債権 (旧野母崎町脇岬)	1,555,152	平成15年度
I C	i c	土地貸付料に係る債権 (旧野母崎町脇岬)	9,870	平成16年度
I D	i d	土地貸付料に係る債権 (旧高島町)	238,966	平成16年度
I E	i e	土地貸付料に係る債権 (長崎市脇岬町)	82,332	平成18年度
I F	i f	土地貸付料に係る債権 (長崎市脇岬町)	14,648	平成20年度
I G	i g	土地貸付料に係る債権 (長崎市香焼町)	108,500	平成21年度
I H	i h	土地貸付料に係る債権 (長崎市香焼町)	4,200	平成27年度
I I	i i	土地貸付料に係る債権 (長崎市香焼町)	3,500	平成27年度
I J	i j	奨学資金貸付金に係る 債権	80,000	昭和57年度
I K	i k	奨学資金貸付金に係る 債権	42,000	昭和59年度
I L	i l	奨学資金貸付金に係る 債権	85,000	昭和59年度
I M	i m	奨学資金貸付金に係る 債権	252,000	平成元年度
I N	i n	奨学資金貸付金に係る 債権	49,000	平成3年度
I O	i o	奨学資金貸付金に係る 債権	283,500	平成4年度
I P	i p	奨学資金貸付金に係る 債権	117,000	平成4年度
I Q	i q	奨学資金貸付金に係る 債権	432,000	平成5年度
I R	i r	奨学資金貸付金に係る 債権	230,000	平成8年度
I S	i s	奨学資金貸付金に係る 債権	360,000	平成8年度
I T	i t	奨学資金貸付金に係る 債権	95,000	平成12年度

5 所在不明等

債務者の所在が不明となった日（法人にあっては、事業の休止を確認した日）から一定の期間を経過した後においてもなおその状態が継続しているもの

住 所	氏 名	債 権 名	債 権 額	発 生 年 度
長崎市油木町13番8号	有限会社振興開発 代表取締役 倉岡 満信	土地貸付料に係る債権 (長崎市油木町)	円 87,545	平成元年度
長崎市尾上町2番6号	有限会社松成ビル 代表取締役 松尾 芳男	土地貸付料に係る債権 (長崎市尾上町)	1,460,752	平成9年度
長崎市伊王島町1丁目3274番地	株式会社平戸組 代表取締役 平戸 末廣	土地貸付料に係る債権 (長崎市伊王島町1丁目)	127,022	平成26年度
I U	i u	土地貸付料に係る債権 (長崎市香焼町)	265,883	平成17年度
I V	i v	土地貸付料に係る債権 (長崎市香焼町)	124,500	平成20年度
I W	i w	土地貸付料に係る債権 (長崎市香焼町)	78,983	平成21年度
I X	i x	土地貸付料に係る債権 (長崎市香焼町)	148,983	平成21年度
I Y	i y	土地貸付料に係る債権 (長崎市小曾根町)	40,000	平成21年度
I Z	i z	災害援護資金貸付金に係る債権	560,500	昭和61年度
J A	j a	夜間急患センター使用料に係る債権	8,970	平成14年度
J B	j b	夜間急患センター使用料に係る債権	8,340	平成14年度
J C	j c	夜間急患センター使用料に係る債権	8,340	平成14年度
J D	j d	夜間急患センター使用料に係る債権	10,300	平成14年度
J E	j e	夜間急患センター使用料に係る債権	10,550	平成15年度

J F	j f	夜間急患センター使用料に係る債権	8,190	平成 15 年度
J G	j g	夜間急患センター使用料に係る債権	5,880	平成 16 年度
J H	j h	夜間急患センター使用料に係る債権	3,570	平成 17 年度
J I	j i	夜間急患センター使用料に係る債権	2,810	平成 17 年度
J J	j j	夜間急患センター使用料に係る債権	10,300	平成 17 年度
J K	j k	夜間急患センター使用料に係る債権	1,560	平成 18 年度
J L	j l	夜間急患センター使用料に係る債権	11,070	平成 18 年度
J M	j m	夜間急患センター使用料に係る債権	1,710	平成 20 年度
J N	j n	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 3 住宅）	2,129	平成 16 年度
J O	j o	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 3 住宅）	7,306	平成 16 年度
J P	j p	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 3 住宅）	9,558	平成 16 年度
J Q	j q	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 3 住宅）	9,790	平成 16 年度
J R	j r	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 3 住宅）	9,790	平成 16 年度
J S	j s	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 1 住宅）	25,290	平成 16 年度
J T	j t	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 3 住宅）	27,451	平成 16 年度
J U	j u	市営住宅共益費に係る債権（長崎市営池島第 1 住宅）	33,240	平成 22 年度
長崎県大村市溝陸町 380 番地 18	株式会社新明建設 代表取締役 浦中登志幸	三原町（径 50 耗）配水管布設工事（その 4）の契約解除に伴う違約金に係る債権	178,500	平成 12 年度

6 相続人不存在

債務者が死亡し、相続人全員が相続放棄しているもの

住 所	氏 名	債 権 名	債 権 額	発生年度
J V	j v	土地貸付料に係る債権 (長崎市本河内1丁目)	382,112 円	平成3年度
J W	j w	建物貸付料に係る債権 (長崎市為石町)	466,974	平成18年度
		電気使用料に係る債権 (長崎市為石町)	100,693	
		共同店舗共益費負担金 に係る債権(長崎市為 石町)	62,049	

「参 照」

地方自治法

第 9 6 条第 1 項（抜粋） 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

第148号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
プロファイルスポットライト	64台
分 電 盤	1台

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上富久

理 由

長崎ブリックホールを安全かつ安定的に運営するため、プロファイルスポットライト及び分電盤を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5, 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第149号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市民神の島プール
- 2 指定管理者 福岡県福岡市博多区千代一丁目17番1号
西部ガス都市開発株式会社
代表取締役社長 佐藤 操
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市民神の島プールの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 1 5 0 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎
- 2 指 定 管 理 者 長崎市城山町 9 5 番地
城山小学校被爆校舎平和発信協議会
会長 山 口 政 則
- 3 指 定 の 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第 1 5 1 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 グラバー園
- 2 指 定 管 理 者 長崎市稲佐町 2 番 2 号
長崎南山手グラバーパートナーズ共同事業体
代表者 長崎市稲佐町 2 番 2 号
株式会社メモリード
代表取締役 吉 田 昌 敬
- 3 指 定 の 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

グラバー園の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第 1 5 2 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館
- 2 指 定 管 理 者 東京都港区台場二丁目3番4号
株式会社乃村工藝社
代表取締役 榎 本 修 次
- 3 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第 1 5 3 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

- (1) 長崎市伊王島灯台記念館
- (2) 長崎市伊王島海水浴場交流施設

2 指 定 管 理 者 長崎市伊王島町 1 丁目甲 3 2 7 7 番地 7

株式会社 K P G H O T E L & R E S O R T

代表取締役 加 藤 友 康

3 指 定 の 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市伊王島灯台記念館及び長崎市伊王島海水浴場交流施設の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第154号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市植木センター
- 2 指定管理者 長崎市松原町2636番地
農事組合法人古賀植木園芸組合
組合長 久保田 哲 雄
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市植木センターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第 1 5 5 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市浦上駅二輪車等駐車場
- 2 指 定 管 理 者 長崎市平和町 2 0 番 1 8 号
株式会社ファーストスター
代表取締役 末 石 景 一
- 3 指 定 の 期 間 令和 4 年 1 月 1 8 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市浦上駅二輪車等駐車場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第 1 5 6 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市小島地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市愛宕3丁目10番2号
小島地区ふれあいセンター運営委員会
会長 金子 三智郎
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市小島地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第 1 5 7 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市緑が丘地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市白鳥町 3 番 9 号
緑が丘地区ふれあいセンター運営委員会
会長 源 城 和 雄
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市緑が丘地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第 1 5 8 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市戸町地区ふれあいセンター
- 2 指 定 管 理 者 長崎市戸町2丁目4番39号
戸町地区ふれあいセンター運営委員会
会長 松 尾 優
- 3 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市戸町地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第 1 5 9 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市滑石地区ふれあいセンター
- 2 指 定 管 理 者 長崎市滑石 5 丁目 5 番 7 7 号
滑石地区ふれあいセンター運営委員会
会長 小曾根 勉
- 3 指 定 の 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市滑石地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第160号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市稲田町12番14号
仁田佐古地区ふれあいセンター運営委員会
会長 山口 広 助
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市仁田佐古地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第161号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市三川地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市三川町1221番地70
三川地区ふれあいセンター運営委員会
会長 中西 賢 一
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市三川地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第162号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市淵地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市富士見町6番6号
淵地区ふれあいセンター運営委員会
会長 古賀 信 恕
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市淵地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第163号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市横尾地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市横尾2丁目15番10号
横尾地区ふれあいセンター運営委員会
会長 宮田 泰豪
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市横尾地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第164号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市ダイヤランドふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市ダイヤランド4丁目1番1号
ダイヤランドふれあいセンター運営委員会
会長 松 島 孝 造
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市ダイヤランドふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第165号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市小江原地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市小江原3丁目20番10号
小江原地区ふれあいセンター運営委員会
会長 筒井正興
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上富久

理由

長崎市小江原地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第166号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市桜馬場地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市桜馬場1丁目1番5号
桜馬場地区ふれあいセンター運営委員会
会長 金谷繁臣
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上富久

理由

長崎市桜馬場地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第167号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市山里地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市高尾町4番10号
山里地区ふれあいセンター運営委員会
会長 久米 直
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市山里地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第168号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市西北・岩屋ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市西北町13番13号
西北・岩屋ふれあいセンター運営委員会
会長 穴戸直嗣
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上富久

理由

長崎市西北・岩屋ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第169号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市浦上駅前ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市岩川町7番1号
浦上駅前ふれあいセンター運営委員会
会長 深堀 義昭
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市浦上駅前ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第170号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市上長崎地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市片淵1丁目13番13号
上長崎地区ふれあいセンター運営委員会
会長 浦川 昭 市
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市上長崎地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第171号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市式見地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市式見町357番地
式見地区ふれあいセンター運営委員会
会長 森 孝 幸
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市式見地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第172号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市木鉢地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市木鉢町2丁目228番地6
木鉢地区ふれあいセンター運営委員会
会長 水 本 栄
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市木鉢地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第173号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市小ヶ倉地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市小ヶ倉町2丁目21番地2
小ヶ倉地区ふれあいセンター運営委員会
会長 小川 清
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市小ヶ倉地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第174号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市銭座地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 長崎市宝町9番4号
銭座地区コミュニティセンター運営委員会
会長 大石 眞三高
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市銭座地区コミュニティセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第175号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市橘地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市かき道2丁目45番20号
橘地区ふれあいセンター運営委員会
会長 山下正英
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上富久

理由

長崎市橘地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第176号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市土井首地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市柳田町45番地3
土井首地区コミュニティ協議会
会長 松尾英昭
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上富久

理由

長崎市土井首地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第 177 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市晴海台地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市晴海台町 4 1 番地 2
晴海台地区ふれあいセンター運営委員会
会長 福田 忠 正
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市晴海台地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第178号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市深堀地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市深堀町5丁目182番地
深堀地区ふれあいセンター運営委員会
会長 高田 弘
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

長崎市深堀地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第 179 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市外海ふるさと交流センター
- 2 指定管理者 長崎市神浦江川町 936、944 合併番地
株式会社外海イン
代表取締役 久松直樹
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 24 日提出

長崎市長 田上富久

理 由

長崎市外海ふるさと交流センターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第180号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 日吉自然の家
- 2 指定管理者 長崎市淵町2番25号
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社
代表取締役社長 大熊稔幸
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月24日提出

長崎市長 田上富久

理由

日吉自然の家の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第181号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
豊 洋 台 5 6 号 線	長 崎 市 豊 洋 台 1 丁 目	
	長 崎 市 豊 洋 台 1 丁 目	

令和3年11月24日提出

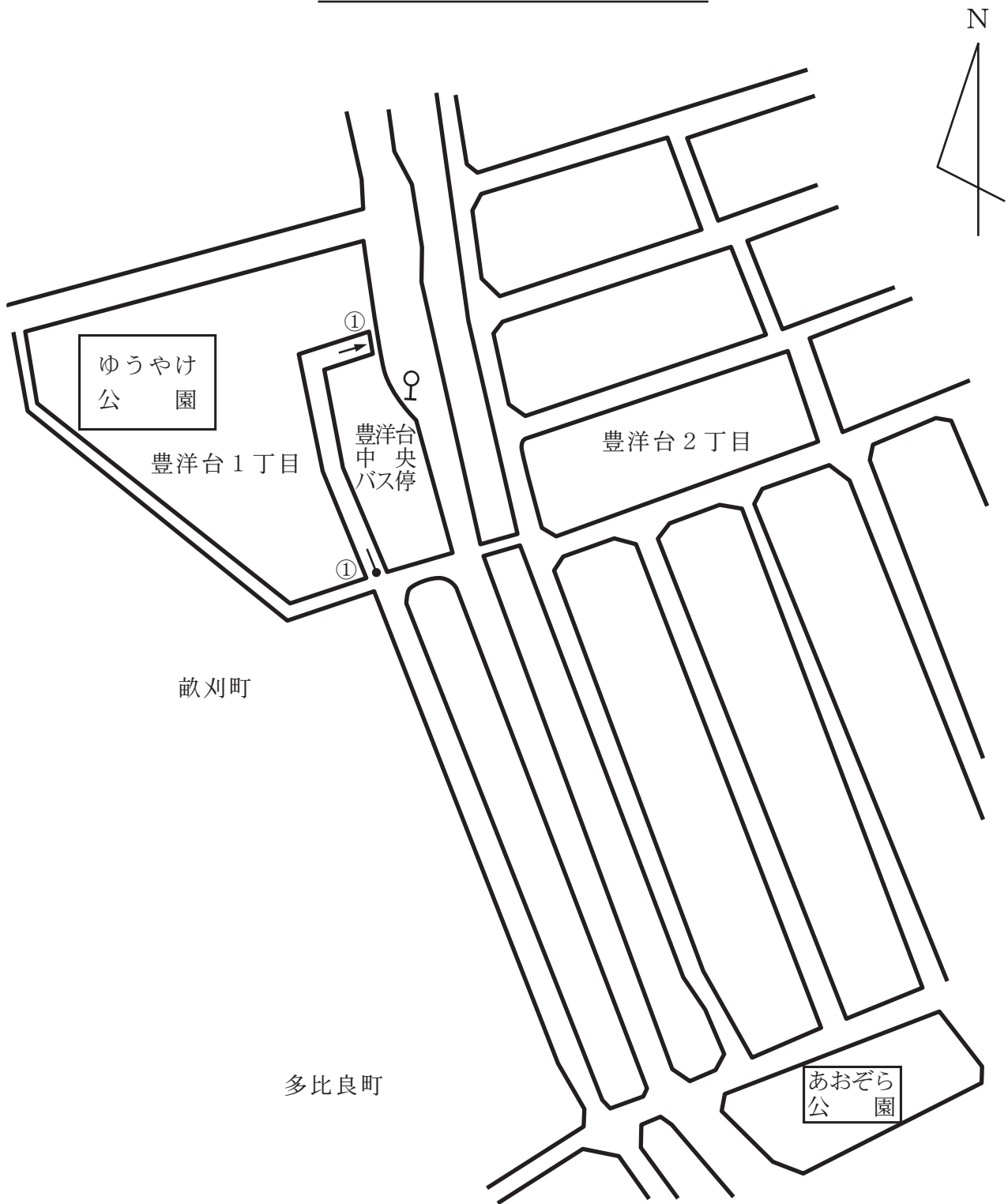
長崎市長 田 上 富 久

理 由

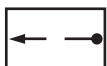
道路の帰属に伴い、前記のとおり市道路線を認定したいが、この認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

〔参 考〕

市 道 路 線 認 定 図



凡 例



認 定 路 線



既 認 定 路 線

路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	豊 洋 台 5 6 号 線	認 定

「参 照」

道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。